

加盟団体よりの質問に対して情報を共有するためお知らせします。参考にしてください。

共有 1

質問

所属会員から以下のような問い合わせがございましたので、どのような見解をお持ちでしょうか？

今回の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言によって御多忙のことと思われそうですが、その中大変申し訳ございませんが、今回のコロナによる影響から大会中止、延期等の期間が不透明であり、5月以降も今回の対策が継続されますと年間計画大会に狂いが生じるものと推測されます。

基本的には、全日等の登録申請は進める方向ではありますが、最悪長期活動休止の宣言が発せられた場合、登録費用等の負担はいかになるのでしょうか。

回答

お世話になっております。

新型コロナウイルスへの有効な治療薬や対処法の先行きが見通せない中、感染拡大により政府より緊急事態宣言が発令され、より強い大規模イベントを原則、延期や中止とする措置や不要不急の外出を自粛への要請が出されており大変厳しい状況であることは共通の思いです。大変な状況下ですが、大きな目標を見失うことなく、気持ちを切り替え、収束を願いながら、政府からの3つの条件（密閉空間、人が密集、近距離での会話・発声）が重なった場における活動自粛と不要不急の外出を自粛し、その中で各都道府県協会の目標達成のために努力を続けていただきたいと思います。

最悪長期活動休止の宣言が発せられた場合、登録費用等の負担はいかになるのでしょうか。の問い合わせですが

※全ア連・都道府県等への会員登録費は大会とか会議の登録でなく、組織への活動に賛同しその一員として同胞として各都道府県の規定に従い支払うもので、問いに対しては大阪府の定めに従い手続きを進めてくださいと申し上げます。

全ア連では毎年の理事会で「会費等の収入および経費負担についての確認事項」を決議し、加盟団体に通知しております。

平常時と同じような対応をお願いします。

現在、役員の意見集約中です。今後の連盟事業予定の取り扱いについては、4月13日加盟団体に通知いたします。

よろしく申し上げます。

共有 2

質問

ご苦労様です。

現在の所、本団体では緊急事態宣言の対象とはなっていないこともあり、一応予定通り実施しました。

何も県知事から要請が発令されない限り実施の方向で考えております。但し、実施の場合でも対象都府県居住の方からの申込があった場合、各自治体の緊急事態措置に協力するよう促すしか言えず、参加を拒否すれば差別的扱いをするのか等の避難も想定し、最終の判断は各選手に委ねております。

また、今回の記録会での特別措置としまして、まず、参加者全員（役員及び引率者）に検温を実施。

※当然その時点で37.5℃以上検知すれば辞退して頂きます。

射場内には消毒液の設置。

4mピッチに1標的を設置し間隔を広く開けており、スコアカードの交換はせず自分の分は自分で管理。（念のためスコアカード裏面に選手の連絡先を記入）

以上の対処で実施しました。

3月20日にスポーツ庁からの発表では

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

アウトドアでの運動はある程度許されている事や、選手のストレス解消も考慮し今後の記録会の実施をすべきか控えるべきか迷っている所です。

既に本年度の公認料も振り込んでおり、3月の様にコロナで中止した場合の公認料は返金して頂けるのかなど。

アドバイス頂ければ幸いです。

お忙しい中申し訳ございませんが宜しくお願い致します。

回答

お世話になります。

対策を講じての競技会開催の報告ありがとうございます。

各都道府県の感染状況により取り扱いも分かれるところだと思います。

スポーツ庁では「感染のリスクがない環境での運動、ジョギングのような活動は行っても問題ない」と述べ、安倍晋三首相は緊急事態宣言を行った時に「今まで通り、外に出て散

歩をしたり、ジョギングをすることは何ら問題ありません」と説明していました。

その中で言っている「感染のリスクがない環境」とはどのようなものかについて、密閉、密集、密接の三つの密を可能な限り避けていただくこととの説明で運動に関するガイドラインを作る予定は「現時点ではない」としています。

今後の政府等の発表により対応も変わるとは思いますが、現時点では各団体の判断となります。ただし、緊急事態宣言が出ている都道府県では、今は感染拡大防止と参加者およびスタッフの健康や安全面などを第一に考慮し見合わせる対応をお願いします。

先の連盟より国体の予選会についてお知らせしたとおり、本連盟としては都道府県競技会について統一的な制限をすることはしない方針であります。

公認料について

今までも中止の場合返金処理はしていません。

ですので、2019年度の返金は理事会で決議して返金処理といたしました。

2020年度につきましては、コロナウィルスの終息が判断できた時点で、理事会に提案し判断してまいります。

単年度決算のため、昨年度と同様の処理でも理事会決議が必要なことをご理解ください。

共有3

質問

いつもお世話になっております。

今年度の国体選考について質問ですが、コロナウィルス感染症に関して、現在国体選考方法の見つめなおしをしています。

その件で一つ質問なのですが、ナショナルチームに選ばれている選手などを、もうシードとして内定してしまおうという案が出ています。5月以降、試合ができて県の中で予選会をした場合、シード選手は一回も予選会にでずに国体代表選手として内定させることは可能でしょうか？

それとも、予選会を行った場合はやはり県の予選会に出ずにシード選手にすることは不可能でしょうか？

回答

コロナウィルス感染拡大防止のため、国体予選を実施できないまたは中止する場合、各都道府県で選手選考方法を決める際にナショナルチームの選手をシードとして選考してよいか？との質問がありましたが、日本スポーツ協会の定める、トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置の2. 特例の内容 1) 予選会の免除の項目で「本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民

体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。」とあり、トップアスリートの対象としてアーチェリーにおいては、シニアナショナルチームメンバーのうち上位6名が指定されています。

上位6名とは2020年度ナショナルチーム最終選考会における順位で上から6名の選手となっていますので、確認される場合は「2019年11月20日付、全日ア連強化第19-165号 2020年ナショナルチーム選手の決定について（通知）」の各カテゴリー別の1. ナショナルチーム男女各8名の上から各6名、または連盟ホームページの大会結果でご確認下さい。

この男女6名以外の選手や、ナショナルチーム以外のカテゴリーチームから選考した場合は、資格審査において資格違反となり参加できませんのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症により、昨年の指定された公認記録会の得点等で選考するとした場合、当該選手が指定された都道府県国体予選会の公認競技会に参加し選考対象になっていれば別です。

以上

2020年4月11日

公益社団法人全日本アーチェリー連盟